

辞令

殿

就業規則第 条の定めに基づき、貴殿に次のとおり休職を命ずる。

記

- 1 休職期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

ただし休職事由が消滅したときは、上記休職期間中であっても休職期間を打ち切り、復職を命じる。

- 2 事情により上記休職期間を延長することがある。

以上

平成 年 月 日

株式会社
総務部長